

令和 8 年度徳島県こどもの権利擁護環境整備事業 企画提案にかかる質問と回答

項番	質 問	回 答
1	<p>複数法人等による連合体で参加資格申請を行う際の手続きについて。</p>	<p>複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）で申請する場合は、コンソーシアムの構成員が「1_企画提案募集要領」の「2 参考要件等」を全て満たしていることを要件としております。</p> <p>申請については、ホームページに追加掲載している以下の書類を提出してください。（様式 2～4 については、単独法人と同じです。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（様式 5）参加資格申請書（コンソーシアム用）</li> <li>・（様式 6）コンソーシアム協定書の写し（様式例）</li> <li>・（様式 7）コンソーシアム委任状（様式例）</li> </ul>
2	<p>仕様書 5（1）④対象者について。 委託期間内に、施設入所している、あるいは一時保護委託されているすべての子どもから意見聴取するという理解でよろしいでしょうか。（全員面談）</p>	<p>委託期間内に、施設入所している、あるいは一時保護委託されている児童のうち、<u>意見表明の希望がある子ども</u>を意見聴取の対象としております。</p>

3	アドボケイト養成研修について。 想定されている総研修時間数はございますか。	規定の研修時間はありません。  「2_業務委託仕様書」5（4）アドボケイトの養成・登録については、こども家庭庁が発出する「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」等を参考に、アドボカシーに関する基礎及び実践的な内容を取り入れた研修カリキュラムの設定をお願いいたします。
---	--	--